Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド
PATWORLD

WENPING Since 1949

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 180 2017年06月30日

米国最高裁判決：商標法の非難条項は憲法修正第一条違反

米国の最高裁判所は長い時間を要した「Matal v Tam」事件に関して、ランハム法（商標法）の非難・軽蔑条項は憲法修正第一条の言論の自由を侵すものであるとの判決を下した。8 対 0 の満場一致で最高裁は「言論の自由の最も誇り高き言葉は我々が憎悪する思考をも表現する自由を保護することである」と述べている。
米国特許商標庁は当該判決が出願の審査にどのように影響するかについては手引書を発行する予定である。

Simon Tam は、2011 年に「音楽バンドの生演奏による娯楽」に関して商標「THE SLANTS」を出願したが、ランハム法第 2 条(a)に基づいて拒絶された。当該第 2 条(a)は「不道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な事項;又はある者（生存しているか死亡しているかを問わない）、団体、信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑し、若しくはそれらとの関係を偽って示唆し、又はそれらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項」から成り又はそれらを含む商標の連邦登録を拒絶することを規定している。同氏は商標審判部に審判を請求したが拒絶されたため、2013 年に連邦控訴裁判所に控訴した。
連邦控訴裁判所は 2015 年 12 月 22 日に商標審判部による決定を覆す判決を下した。米国特許商標庁は最高裁に上告したが、最高裁は 2017 年 6 月 19 日に上記の判決を下した。

米国特許庁は、(1)商標は政府の発言であり、私的なものではなく、(2)商標は政府の補助の形態であり、(3)非難条項の合憲性は新たな政府プログラムの下で判断すべきであると主張したが、最高裁は商標は政府の発言ではなく私的なものであると判断した。

Inserted Text is here.

本判決はメディアのヘッドラインとなるもので、特に＊「Washington Redskins」の商標登録の取消に関する決定に影響を及ぼすものと思われる。

（出典：World Trademark Review 他）

備考：＊「THE SLANTS」はアジア系アメリカンのロックバンドである。”The Slants”は釣り目を意味しアジア人を軽蔑する表現である。

＊「Washington Redskins」は NFL のチームで、”Redskins”がネイティブアメリカンを蔑視する表現として米国特許商標庁は登録を取り消したが係争中である。

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。